

件名

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者等を定める件（令和三年金融庁告示第三十三号）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(保険媒介業務を行うことができる保険の範囲)</p> <p>第二条 府令第六十二条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次に掲げるもの(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)第十八条に規定する保険契約に係る保険を除く。)とする。</p> <p>「一〇五 略」</p>
改正前	<p>(保険媒介業務を行うことができる保険の範囲)</p> <p>第二条 府令第六十二条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次に掲げるもの(金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)第十八条に規定する保険契約に係る保険を除く。)とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。